

地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会

運営要領（案）

1 議事の公開の取り扱い

(1) 会議資料について

会議の資料は、会議の終了後、速やかに公表するものとする。

(2) 議事要旨について

議事要旨は、会議の終了後速やかに事務局において作成し、
構成員の確認を得た上で公表するものとする。

(3) 公表の方法

会議資料及び議事要旨は、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

2 委員の代理について

座長が必要と認める場合、他の者を当該委員の代理として出席させることができるものとする。